

とき

TOKINO KIRAMEKI

# 季のきらめき

茨城県行政書士会情報誌

CONTENTS

Vol. 16

◆ ユキマサ君が行く  
日本一の水路のまちを目指す  
水郷潮来市の昔と今を辿る旅

- ◆ 頼れる街の法律家
- ◆ 相続手続はお早めに! (令和5年4月民法改正)
- ◆ 農地中間管理機構は  
「信頼できる農地の中間的受け皿」です
- ◆ 茨城県行政書士会の取り組み
- ◆ 県内各地で無料相談会を実施

ユキマサ君が行く

# 日本一の水路のまちを目指す 水郷潮来市の昔と今を辿る旅

潮来市



潮来のあやめまつり（右下写真は昔の様子、左下写真は地域の古地図）

今日は、茨城県の東南に位置し、利根川や常陸利根川・霞ヶ浦（西浦）・北浦などに囲まれ太平洋にもほど近い潮来市を訪ねました。

葛飾北斎の富嶽三十六景の「常州牛堀」で、茨城県潮来が取り上げられていることは皆様ご存じでしょうか？

潮来は、常陸風土記には「板來」と書かれていますが、水戸黄門で有名な、徳川光圀公が「潮来」と改め、今日に至ったと云われています。

水郷と呼ばれる潮来市は、水辺が織りなす風光明媚な景色に恵まれている上に、歴史的にも水運で栄え、人や物が集まり豊かな賑わいを見せていました。

そして、現在潮来市では日本一の水路のまちを目指し、新たな取り組みがなされているようです。

ぜひ一緒に、潮来市の魅力を深掘りしてみましょ

う！

今日は、茨城県の東南に位置し、利根川や常陸利根川・霞ヶ浦（西浦）・北浦などに囲まれ太平洋にもほど近い潮来市を訪ねました。

水運で栄えたんだニヤ！

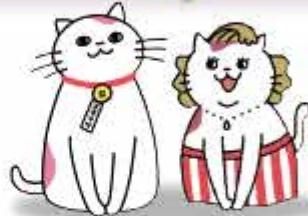


# 潮来市日本一の水路のまち計画図

潮来市日本一の水路のまち概要



のどかだニヤ！



『日本一の水路のまち基本計画』は、潮来市の地域資源である水郷地形において、前川南幹線用水路の舟運・かわまちづくり（かわを活かしたまちづくり）と潮来市内の活性化及び霞ヶ浦（西浦）・常陸利根川などの広域的な水路に着目し、舟運の再生や船着き場の整備、花のある水辺づくりなど、具体化を図るもので

## 水郷潮来のまち リノベーションの一部

潮来は、江戸時代、東北諸藩の米・海産物・材木などを江戸に運ぶ千石船が、銚子河口から利根川を通って集まり、潮来で1~2反帆の高瀬舟に積み荷の積み替えを行う、水運の中継の要衝でした。

潮来の前川は行き交う大小の船で賑わい、荷の揚げ降ろしの船付場（河岸）が続き、仙台藩・津軽藩などの蔵屋敷や遊郭なども設けられ、潮来は港町として、また、行楽地として大いに繁栄しました。

今でも蔵屋敷の名残りで津軽河岸、仙台河岸という史跡が残り、現在では、川辺に面した蔵がリノベーションされカフェも併設されています！



旧跡津軽藩屋敷跡

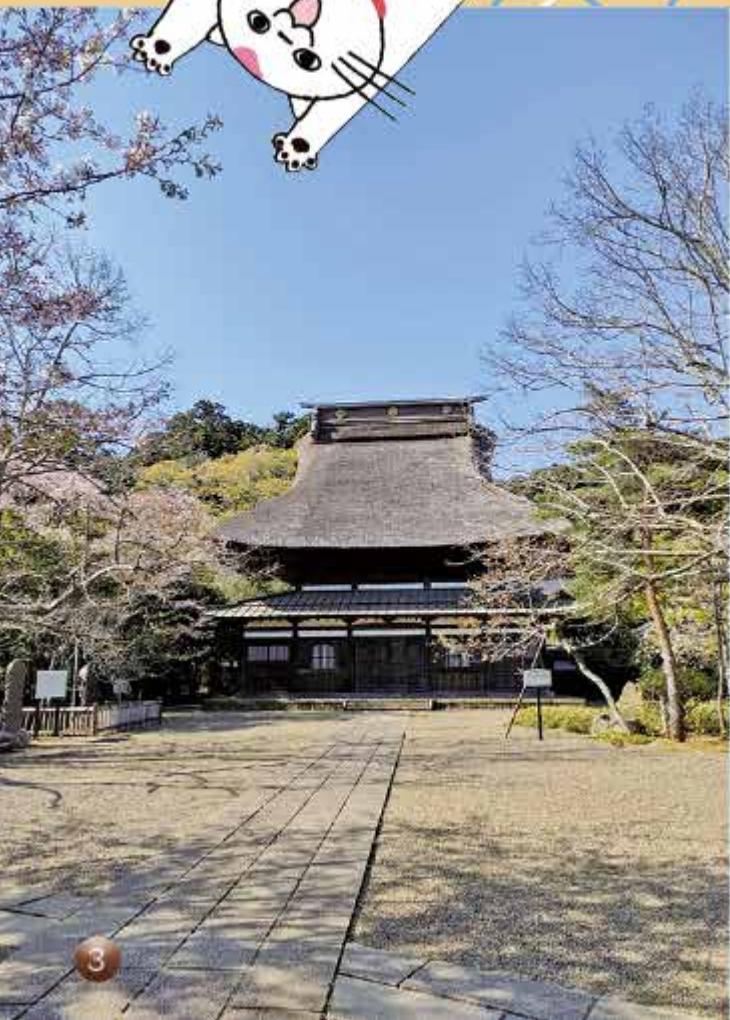


前川近くの、120年前に建てられた古き良き時代の潮来の佇まいを残した古民家が、モダンにリノベーションされ、贅沢にも一棟丸ごと宿泊施設として借りることができます。



水郷旧家岩山邸

# ITAKO CITY MAP



長勝寺の境内の椿・赤ト半（あかぼくはん）

## 長勝寺

禅宗様建築の遺構で禅寺の風格を保ち、入母屋造り茅葺の仏殿（本堂）を有する古刹。

源頼朝が文治元年（1185年）、鹿島に隣接するこの地に武運長久を祈願して創建したと伝えられています。

国の重要文化財に指定されている銅鐘は、元徳2年（1330年）铸造で鎌倉幕府第14代執權である北条高時が頼朝の菩提のために寄進したもの。

銅鐘には「客船夜泊常陸蘇城」と記された銘文があり、中国蘇州を彷彿とさせる当時の潮来の繁栄と風光明媚な様子を知る上で貴重な資料となっています。

江戸時代に徳川光圀が楼門（山門）ほか諸堂宇を修復し、寺には水戸徳川家ゆかりの宝物をはじめ国・県・市指定の文化財を数多く所有されています。



## おおきいこく おおきいこく 大生神社

創建は不詳ながら由緒書や文献から「元鹿島の宮」との呼称があります。

境内には樹齢数百年の巨木が多く生育し、樹叢は県の天然記念物に指定され、境内周辺には大生古墳群も残っています。

本殿は天正18年（1590年）の建立と伝えられており、屋根は三間社流造で、茨城県の文化財に指定されています。



## 嫁入り舟

「潮来花嫁さんは舟で行く」の歌で親しまれる嫁入り舟。日常的に交通手段として使われていた舟で嫁ぎ先へと向かう、いわば水郷ならではのバージンロード。あやめまつり（5月中旬～6月中旬開催）の名物イベントです。



県の一の宮である鹿嶋神宮に奉納する銘酒を造る酒蔵

## 「季のきらめき」第16号の発刊、おめでとうございます。



潮来市長  
原 浩道

日ごろから、行政書士の皆様には、数多くの相談に対応いただきながら、市民生活全般に関する行政書士の業務を通じて、市民生活上の権利や利益が守られるようご尽力をいただいているところです。市民や地域のために長年にわたり、ご尽力いただいておりますことに敬意を表しますとともに、心より感謝申し上げます。

本市では、ご紹介いただいた『日本一の水路のまち基本計画』に基づき、前川や南幹線用水路を市民協働の草花の植栽などを通して、彩(いろどり)のある水辺として人が集い愛着の持てる空間づくりを、市民の皆様のご協力をいただきながら、推進させていただいているところです。

その他にも、様々な政策を推進することで「住みたいまち潮来」の実現を目指す本市の『今』を、皆様には足をお運びいただき、体感いただけましたら幸いです。

皆様のお越しをお待ちしております。

⑤

こんにちは！行政書士です。

## こんにちは！行政書士です。

行政書士は、幅広い業務を通じ、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としています。

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する電磁的記録や書類の作成、手続代理、その他書類作成の相談に応じること、あるいは、契約書や事実証明に関する書類の作成およびその作成の代理を行います。

行政書士には、行政事務経験者、行政書士試験合格者、他の国家試験合格者など様々な経歴、専門知識を持つ人達がおります。令和5年3月末現在、全国で会員登録者数は51,041名となっており、茨城県行政書士会には、1,195名が会員登録しています。

行政書士が行うことのできる業務範囲は、個々の業務内容を書き記し説明することは不可能に近いほど広範囲に及びます。依頼人にとっては、市販の例文集やひな形を参考に比較的容易に自分で書類を作成するという方法もあります。そうした中で、行政書士はやさしい言葉でわかり易い相談、実体法の法律要件の知識をベースに過去の事例研究や要件事実に配慮し、意思表示の内容を明確に示した書類の作成に努めます。

一枚の書類が信頼と安心の明日を約束します。

平成28年4月1日行政不服審査法が施行されました。これに対応して、平成26年12月27日に施行された改正行政書士法では、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等の行政不服申立て手続代理および書類の作成が出来ることになっております。

行政書士は、法律事務を行うことが認められていますが、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

その業務範囲は広く、日々の生活からお仕事まで、  
皆さまのそばに寄り添っています。

### 事業許可や免許の 申請に関すること

- ・建設業許可申請
- ・宅建業免許申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・介護施設、  
特別養護老人ホーム開設許可申請
- ・貨物自動車運送業許可申請
- ・倉庫業の許可申請
- ・飲食店営業許可申請
- ・風俗営業許可申請
- ・入札参加資格審査申請

### 経営実務や経営相談 に関すること

- ・株式会社等法人設立関係書類作成
- ・会計記帳、決算書類の作成
- ・各種議事録、社内規定の作成
- ・各種契約書、協議書、  
合意書の起案、作成
- ・公的機関助成金、融資手続き
- ・雇用、賃金についての相談
- ・経営コンサルティング

### くらしの相談、トラブル防止 に関すること

- ・遺言書、遺産分割協議書、相続
- ・内容証明郵便の作成
- ・契約解除通知、  
クーリングオフ手続き
- ・交通事故調査
- ・自賠責保険の請求手続き
- ・著作物の登録
- ・任意後見手続き、  
介護施設等入居契約
- ・在留許可申請、帰化許可申請

### 住宅、不動産 に関すること

- ・住宅賃貸借契約書
- ・不動産売買契約書
- ・建築請負契約書
- ・農地転用許可申請
- ・開発行為許可申請





相続手続きはお早目に

# 相続手続きはお早めに

(令和5年4月法改正)

令和5年4月に施行された民法改正は、近年問題となっている所有者不明土地の問題解決を目的として、不動産登記法等の改正とともに行われました。

今回の  
改正の  
概要

- 相隣関係規定の見直し
- 共有制度の見直し
- 所有者不明土地管理制度等の創設
- 相続制度の見直し

ここでは、相続制度の見直しについて  
少し詳しく見てみましょう。



相続制度の見直しとは…

## 1 相続財産管理制度の見直し

これまで

相続人不明の場合や、共同相続人による共有状態がある場合の規定がなく、相続財産の保存に必要な処分ができませんでした。

改正後は

家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも相続財産の管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができるようになりました。

## 2 相続財産の清算手続きの見直し

これまで

清算までに3回の公告手続が必要であり、権利の確定まで、最低でも10か月以上必要でした。

改正後は

公告手続を合理化し、清算人選任から6か月程度で権利を確定することが可能となりました。

## 3 長期間経過後の遺産分割の見直し

これまで

長期間、遺産分割がされないため、再度の相続が生じたりして、より遺産分割が困難になり、放置されてしまうものもあります。

改正後は

相続開始時から10年を経過した後にする遺産分割は、具体的相続分ではなく、法定相続分又は指定相続分によって決めることが規定されました。

### 用語の説明

**具体的相続分** …… 個別の事情を考慮した遺産の取り分

**法定相続分** …… 法律が定めた遺産の取り分

**指定相続分** …… 遺言によって指定された遺産の取り分



ただし、以下の場合には例外となり、  
具体的相続分により分割されます。



1

10年経過前に、相続人が家庭裁判所に遺産分割請求をしたとき

2

10年の期間満了前6か月以内に、遺産分割請求をすることができないやむを得ない事由が相続人にあった場合、その事由が消滅してから6か月を経過する前に、当該相続人が家庭裁判所に遺産分割の請求をしたとき

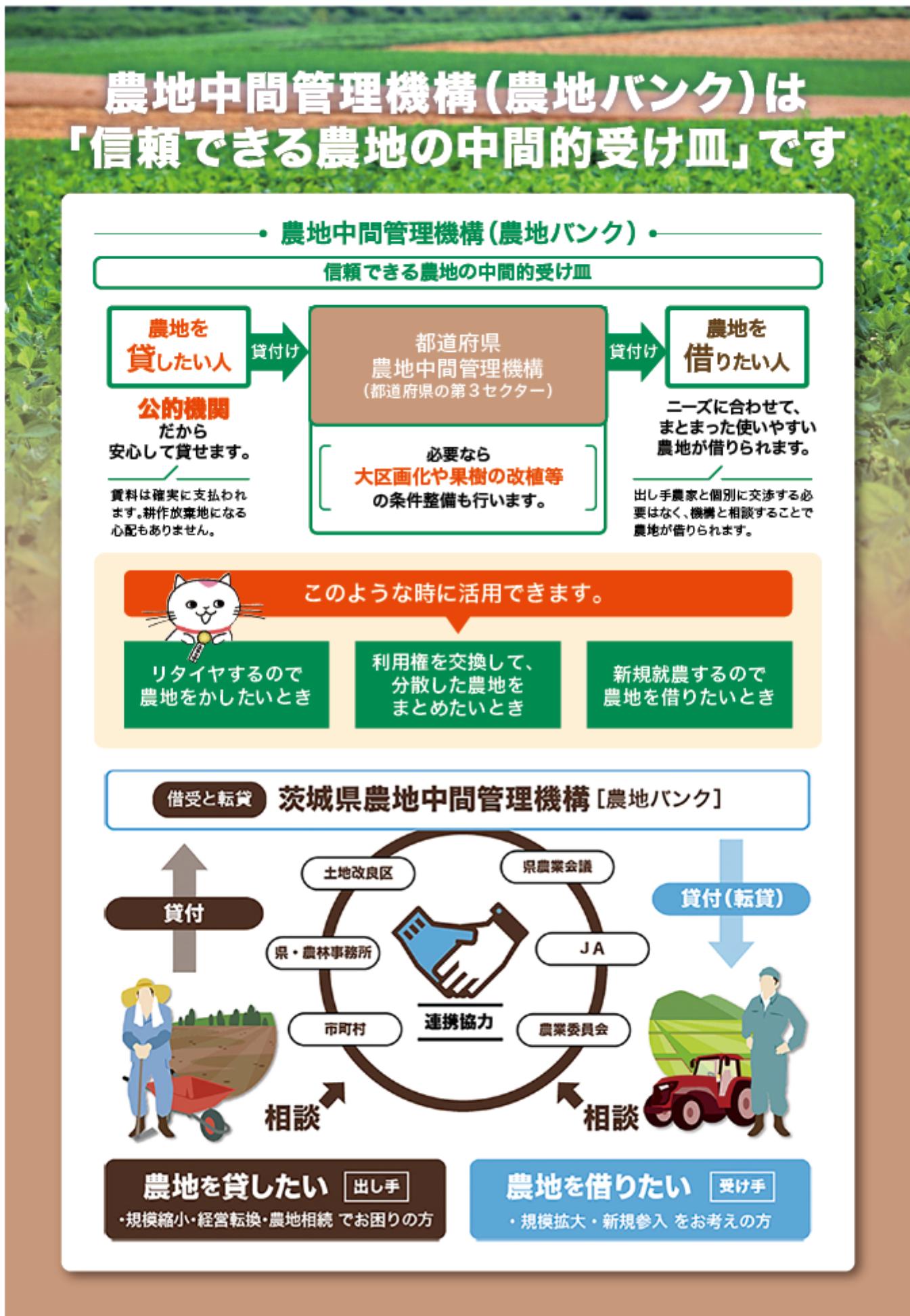
3

相続人全員の合意があったとき

今回の改正により、相続発生後10年を経過してしまうと遺産分割の基準が変わるため、  
相続人の取り分にも大きく影響が出る可能性があります。

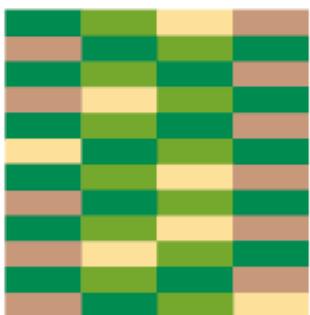
**相続のご相談はお早めに**

9 農地中間管理機構（農地バンク）は「信頼できる農地の中間的受け皿」です

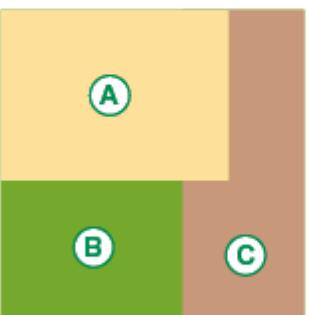


**農地の集約化（イメージ）**

**地域内の分散・錯綜した農地利用**



**担い手ごとに集約化した農地利用**



農地バンクが農地の出し手と受け手の間に常に介在し、農地の再配分を繰り返し実施することで、地域における望ましい農地利用の状態を実現

**農地の集積・集約化でコスト削減**

**借り受ける農地の基準**

- 農業振興地域内の農地であること
- 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- 当該農地の地域に十分な借り受け希望者が確認できること
- 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地か



**確認事項**

- 自己所有の農地ですか？  
(相続手続きが済んでいない農地については、権利者の同意が必要です)
- 土地改良賦課金の滞納はありませんか？
- 農地に賃借権の設定をしていませんか？
- 大型農業機械が侵入できる侵入路が確保されていますか？
- 隣接地との境界が確定されていますか？



**詳しくは  
最寄りの行政書士へ！**

## 茨城県行政書士会の取り組み

### 業務研修会の実施

国土農地・建設・運輸交通・環境・保健風営・国際・市民法務などの専門部会が設置されており、各々の主催により業務に関するスキルアップ研修を実施しています。

また、職業倫理・災害支援相談員養成などについても多くの研修を実施し、会員個々の資質向上に努めています。



### 無料相談会の開催

毎週電話無料相談窓口を設置し、相続など市民の皆さまのご相談、許認可など事業者の皆さまのご相談をお受けしています。

県内各支部においても無料相談会、セミナーなど、地域の皆さんに身近な法律家として活動しています。



### 中小企業支援

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、持続化給付金の申請等に関する相談会を県内各所で開催いたしました。今後も、許認可申請にとどまらず、事業継承、補助金や給付金の申請など、中小企業を取り巻く社会環境・経営課題に対応し、その事業の継続、経営の安定と強化に寄与してまいります。



### 法教育の実践

近年、全国の学校で、早い段階から遵法精神や法的思考を学ぶ「法教育」と呼ばれる授業が行われるようになってきています。

茨城県行政書士会では、県内の小学校において「著作権」や「国際化」などの身近なテーマで出前講座を行っています。法に基づく考え方や社会制度の理解など学校教育に貢献していきます。

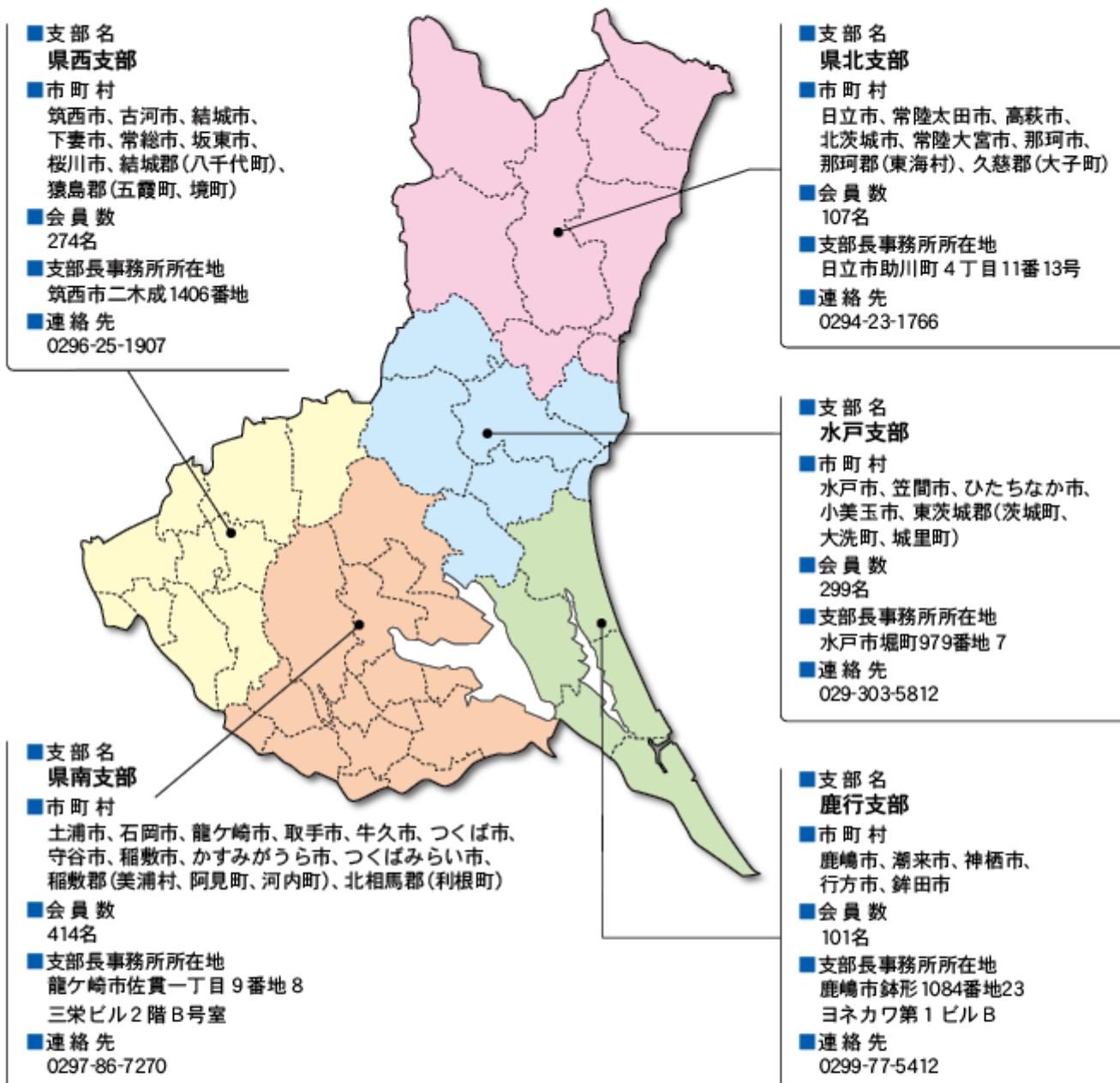


### 災害支援

茨城県行政書士会では、大規模災害発生時に市町村と協力して適切な被災者支援を行うため、「災害時における支援協力に関する協定」を県内29市町村と締結しています。今後も不測の事態に備え、さらに体制強化に努めてまいります。



## 支部のご紹介



(令和5年4月末現在)

## 行政書士を探したい

茨城県行政書士会のホームページでは、所在地や業務内容などを指定して会員を検索することができます。

お電話でも対応いたしますのでお気軽にお問合せください。

茨城県行政書士会

検索

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/> TEL 029-305-3731

## 令和5年度 無料相談会一覧

※日程は諸事情により変更または中止になる場合があります。

令和5年6月1日現在

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
い	阿見町	実穀ふれあいセンター 2階 会議室 (要予約)	原則毎月第3または第4日曜日 (6/18・7/23・8/20・9/10・10/15・11/19・ 12/17・1/21・2/18・3/24)	午後1時30分～午後4時30分	予約先: 担当 池田 090-7216-6219 (平日午前9時～正午に電話受付)
	石岡市	国府地区公民館 小3会議室 (要予約)	原則毎月第3土曜日 (6/17・7/15・8/19・9/23・10/21・11/18・ 12/16・1/20・2/17・3/16)	午後1時～午後4時	予約先: 担当 若山 0299-43-0536
	稻敷市	稻敷市役所 1階 相談室	原則毎月第2・第4日曜日 (6/11・6/25・7/9・7/23・8/13・8/27・9/10・ 9/24・10/8・10/22・11/12・11/26・12/10・ 12/24・1/14・1/28・2/11・2/25・3/10・3/24)	午前10時～正午	稻敷市役所 総務課 029-892-2000
	茨城町	茨城町役場 2階 第一会議室	原則毎月第2水曜日 (6/14・7/12・8/9・9/13・10/11・11/8・ 12/13・1/10・2/14・3/13)	午後1時～午後4時	茨城町役場 秘書広聴課 029-292-1111
う	牛久市	牛久市役所 分庁舎 1階 会議室 (要予約)	原則毎月第4土曜日 (6/24・7/22・8/26・10/28・11/25・ 12/23・1/27・2/24・3/23)	午後1時～午後4時	予約先: 担当 小野寺 080-7855-2121
お	大洗町	大洗町役場 3階 会議室	原則毎月第3火曜日 (6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・ 11/21・12/19・1/16・2/20・3/19)	午後1時～午後4時	大洗町役場 029-267-5111
	小美玉市	小美玉市役所 (旧美野里町役場) 1階または2階 会議室	原則毎月第3火曜日 (6/20・7/18・8/15・9/19・10/17・ 11/21・12/19・1/16・2/20・3/19)	午後1時～午後4時	小美玉市役所 0299-48-1111
か	鹿嶋市	鹿嶋市役所 1階 相談室 1	原則毎月第2日曜日 (6/11・7/9・8/13・9/10・10/8・11/12・ 12/10・1/14・2/11・3/10)	午後1時30分～午後4時	担当 大川 0299-77-5412
	笠間市	笠間市役所(旧友部町役場) 庁舎内会議室	原則毎月第3水曜日 (6/21・7/19・8/16・9/20・10/18・11/15・ 12/20・1/17・2/21・3/21)	午後1時～午後4時	笠間市役所 0296-77-1101
	河内町	河内町農村環境改善センター (要予約)	原則毎月第3土曜日 (6/17・7/15・8/19・9/16・10/21・ 11/18・12/16・1/20・2/17・3/16)	午前10時～正午	予約先: 担当 塚本 090-8509-3622
き	北茨城市	北茨城市役所 4階 401会議室 (要予約)	原則毎月1回 (6/6・7/7・8/2・9/1・10/3・11/1・12/1・ 1/5・2/2・3/1)	午後1時～午後5時	予約先: 北茨城市役所 まちづくり協働課 0293-43-1111
こ	古河市	コスモスプラザ (三和地域交流センター) 会議室1	10/28		三和地域交流センター 0280-76-1517
		スペースU古河 会議室1	10/14	午前10時～午後1時	スペースU古河 0280-22-5520
		中央公民館 会議室1	11/18		中央公民館 0280-92-4501
	五霞町	中央公民館 A研修会議室	6/24・2/17	午前10時～午後1時	五霞町教育委員会 0280-84-1111
さ	境町	中央公民館 2階 小会議室	原則毎月最終日曜日 (6/25・7/30・8/27・9/24・10/29・11/26・ 12/24・1/28・2/25・3/31)	午後1時～午後4時	担当 肥後 0280-86-7016
	桜川市	岩瀬庁舎 1階 フロア 真壁庁舎 1階 3190会議室	8/7・12/11・2/13 6/12・10/10	午後1時～午後3時	担当 下条 0296-76-5162
	下妻市	下妻市立図書館 集会室	6/16	午後1時～午後3時	担当:木村 0296-45-4320
し	城里町	城里町役場 2階 会議室	原則毎月第2火曜日 (6/13・7/11・8/9・9/12・10/10・11/14・ 12/12・1/9・2/13・3/12)	午後1時～午後4時	城里町役場 029-288-3111
	筑西市	筑西市立中央図書館 ボランティア活動室	原則偶数月第3土曜日 (6/17・8/19・10/21・12/16・2/17)	午前10時～午後3時	担当 渡邊 0296-24-6795
つ	つくば市	つくば市役所 3階 302会議室(要予約)	原則毎月第2または第3木曜日 (6/15・7/13・8/17・9/14・10/19・11/16)	午後1時～午後4時	予約先: 担当 冷岡 090-2663-8541
	土浦市	土浦市役所 3階 相談室 (要予約・市民に限る)	原則毎月第3木曜日 (6/15・7/20・8/17・9/21・10/19・11/16・ 12/21・1/18・2/15・3/21)	午後1時30分～午後4時30分 (30分以内)	予約先: 土浦市役所 広報広聴課 029-826-1111
と	東海村	総合福祉センター 純 ボランティア室① (要予約・村民に限る)	原則毎月第2金曜日 (6/9・7/14・8/4・9/8・10/13・11/10・12/8・ 1/12・2/9・3/8)	午後1時～午後3時 (30分以内)	予約先: 東海村社会福祉協議会 029-283-0205
は	坂東市	猿島公民館 会議室2・3 (市民に限る)	10/22	午後1時～午後4時	担当 原 0297-35-0481
		岩井公民館 会議室 (市民に限る)	7/30・1/28		

	市町村名 (50音順)	開催場所	開催日	開催時間	お問い合わせ先
ひ	日立市	日立市役所 2階 市民相談室 <b>(要予約・市民に限る)</b>	原則毎月第2・4水曜日 (6/14-6/28・7/12-7/26・8/9-8/23・9/13-9/27・ 10/11-10/25・11/8-11/22-12/13-12/27・ 1/10-1/24-2/14-2/28-3/13-3/27)	午後1時～午後4時	予約先：日立市役所 市民相談室 0294-22-3111
	ひたちなか市	ひたちなか市役所 本庁舎 1階 ロビー	原則毎月第1・3・5木曜日 (6/1-6/15-6/29-7/6-7/20-8/3-8/17-8/31-9/7-9/21 ・10/5-10/12-10/19-10/26-11/2-11/16-11/30-12/7 ・12/21-1/4-1/18-2/1-2/15-2/29-3/7-3/21)	午後1時～午後4時	ひたちなか市役所 029-273-0111
	常陸太田市	常陸太田市役所 本庁舎 2階 201会議室 <b>(要予約・市民に限る)</b>	原則毎月第3月曜日 (6/19-7/18-8/21-9/19-10/16-11/20- 12/18-1/15-2/19-3/18)	午後1時30分～午後5時 (30分以内)	予約先：担当 大和田 0294-23-1766
み	水戸市	水戸市役所 1階 市民相談室併設相談室	原則毎週木曜日 (6/1-6/8-6/15-6/22-6/29-7/6-7/13-7/20-7/27-8/3- 8/10-8/17-8/24-8/31-9/7-9/14-9/21-9/28-10/5- 10/12-10/19-10/26-11/2-11/9-11/16-11/24-11/30- 12/7-12/14-12/21-12/28-1/4-1/11-1/18-1/25-2/1- 2/8-2/15-2/22-2/29-3/7-3/14-3/21-3/28)	午後1時～午後4時	水戸市役所 市民相談室 029-232-9109
		茨城県立図書館 3階 会議室3	原則毎月第2金曜日 (6/9-7/14-8/11-9/8-10/13-11/10- 12/8-1/12-2/9-3/8) 原則毎月第3土曜日 (6/17-7/15-8/19-9/16-10/21-11/18- 12/16-1/20-2/17-3/16)	午後4時～午後7時 午後1時～午後4時	茨城県立図書館 029-221-5569
も	守谷市	中央公民館 2階 団体会議室	原則毎月第2土曜日 (6/10-7/8-8/12-9/9-10/14-11/11-12/9-1/13-2/10-3/9)	午後1時～午後4時 10/14(午前10時～午後4時)	担当 中山 0297-48-5349
や	八千代町	中央公民館 会議室A	7/8-3/2	午前10時～午後1時	八千代町役場 総務課 0296-48-1111
ゆ	結城市	結城市立公民館	7/15	午前10時～午後3時	担当 増戸 0296-25-1907

\*最新の情報は行政書士会HPでご確認下さい。

## 地域に根ざした行政書士へ



茨城県行政書士会  
会長 古川 正美

今回は、潮来市を訪問致しました。潮来は古くより東北地方の物流の集積地として栄えました。東北地方の米などは、潮来より横利根川を通り、佐原から利根川を遡り、関宿から、江戸川を下って、江戸に運ばれました。今でも潮来には「津軽屋敷跡」「仙台河岸跡」が残っております。

皆様も、是非、お時間を作って頂き、水郷の風情を楽しみながら、古き歴史などを訪ねてみてはいかがでしょうか。

又、巻末には行政書士の業務も紹介させて頂きました。なかなか行政書士は何をしているのか、ご理解して頂けない所が有ります。私たちの業務は多岐に亘っておるため、その一部ですが紹介させて頂きました。今回は、新しく改正された、民法を分かりやすく紹介致しております。これを機に、皆様の身近にいる法律家として、ご気軽にご相談頂ければ幸いです。

“季のきらめき”をご覧頂き有り難うございます。

この“季のきらめき”は、茨城県内の各街を訪問し、その街の素晴らしさを、改めて認識して頂き、併せて、行政書士の業務を皆様方に知って頂くための情報誌として刊行致し、今回で16冊目となります。

今日は、潮来市を訪問致しました。潮来は古くより東北地方の物流の集積地として栄えました。東北地方の米などは、潮来より横利根川を通り、佐原から利根川を遡り、関宿から、江戸川を下って、江戸に運ばれました。今でも潮来には「津軽屋敷跡」「仙台河岸跡」が残っております。



年2回発行

発行所 〒310-0852  
水戸市笠原町 978番25  
茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会  
TEL (029)305-3731  
FAX (029)305-3732



発行者 会長 古川 正美  
編集 担当副会長 郡司 孝夫  
広報・監察部 石神 敦子  
大嶋 薫  
斎藤 強  
藤田 佳奈

印刷所 コトブキ印刷株式会社

ご感想をお寄せ下さい  
E-mail : info@ibaraki-gyosei.or.jp

# 一人で悩まず気軽に相談!

## 茨城県行政書士会 市民相談センター

# 電話無料相談



(ユキマサ君)

毎週 木曜日 (祝日は除く)

午後1時30分～午後4時30分

☎029-305-3731

相続や  
遺言書に  
関すること

自動車に  
関すること

契約書の  
作成に  
関すること

農地活用に  
関すること

中小企業の  
支援に  
関すること

運送業・  
建設業・宅建業に  
関すること

土地開発に  
関すること

法人設立に  
関すること

飲食店等の  
営業許可に  
関すること

外国人の  
手続に  
関すること

## 身近な暮らしの相談 ビジネスの相談

※面談による相談をご希望の方は、下記事務局  
までお問い合わせください。

行政書士には法律で守秘義務が課せられています。安心して、ご相談ください。

## 茨城県行政書士会

〒310-0852 水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル5F

TEL 029-305-3731 FAX 029-305-3732  
URL:<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

後援 公益財団法人  
茨城県開発公社



茨城県行政書士会

検索



季のきらめき

Vol.16

令和5年  
6月1日発行

編集・発行 茨城県行政書士会 〒310-0852

水戸市笠原町978番25(茨城県開発公社ビル5F)

TEL.029-305-3731 FAX.029-305-3732

<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>